

新ごみ処理施設整備基本設計等業務委託

提 案 仕 様 書

2023年4月

明石市市民生活局環境室資源循環課

第1章 総則

1. 業務の目的

明石市（以下、「本市」という。）において、明石クリーンセンターは、平成11年から稼働し、25年目を迎え、経年劣化が進んでいることから、新ごみ処理施設の新設に向け検討を進めてきたところである。

新ごみ処理施設整備基本設計等業務委託（以下、「本委託」という。）は、委託者が2022年度に策定した「明石市新ごみ処理施設整備基本計画」（以下、「本計画」という。）を元に施設整備について、新ごみ処理施設整備基本設計、既存施設解体基本設計、施設整備運営事業者選定支援、新ごみ処理施設事業者選定委員会の運営支援を行うものである。

2. 業務名

新ごみ処理施設整備基本設計等業務委託

3. 業務場所

兵庫県明石市大久保町松陰1148ほか（別紙位置図）

*本計画は本市HPにて公開

（測量図、地歴・地質調査の結果については、契約後委託者より提示する。）

4. 委託期間

契約締結の翌日から2026年3月31日までとする。

5. 業務内容及び範囲

本委託の内容及び範囲は、本仕様書のとおりとする。

ただし、本仕様書に明記なき事項であって、本委託に必要となる事項が生じた場合は、遅滞なく委託者と協議の上決定するものとする。

6. 関係法令及び規則、基準等の遵守

本委託の実施に当たっては、関係する法令・省令・規則・細則・通知・通達・条例等を遵守しなければならない。

7. 配置技術者

受託者は、本委託を遂行するにあたり、管理技術者を配置すること。なお、配置にあたっての要件は以下のとおりとする。

管理技術者は、技術士法に基づく技術士で、以下の①②のいずれかで技術士登録を受けている者とする。

①衛生工学部門－廃棄物管理

②総合技術監理部門－衛生工学－廃棄物管理

8. 提出書類

受託者は、次の関係書類を遅滞なく提出するものとする。

(1) 着手時提出書類

① 管理技術者届

※ 免状の写し、雇用を証明できるものの写しを添付

② 内訳書

③ 業務着手届

④ 工程表

⑤ 業務計画書

(2) 出来高検査時

① 業務中間報告書

② 出来高内訳明細書

(3) 業務完了時提出書類

① 業務完了届

② 納品書

③ 請求書

④ 「17. 成果品」に定める提出物

9. 打ち合わせ等

- (1) 業務を適正かつ円滑に実施するため、管理技術者と本市担当者は常に密接な連絡をとり、業務の方針及び条件等の疑義を正すものとし、その内容についてはその都度、受託者がすべて議事録に記録し、相互に確認しなければならない。
- (2) 管理技術者は、本仕様書に定めのない事項について疑義が生じた場合は速やかに本市担当者と協議するものとする。

10. 資料の貸与

- (1) 委託者は、本委託の実施において必要となる図書及び関係資料等を、受託者に貸与するものとする。
- (2) 受託者は、資料等の貸与を受ける場合はそのリストを作成し、委託者の承諾を得なければならない。また、貸与された資料は、必要がなくなった時又は業務完了時にすべて返却するものとする。

11. 関係官庁への手続き等

- (1) 受託者は、本委託の実施に当たっては、委託者が行う関係官庁等への手続きに協力するものとする。
- (2) 受託者は、関係する官公庁との協議を必要とする場合、又は協議を求められた場合は誠意を持って対処し、その内容を議事録にまとめ遅滞なく委託者に届け出なければならない。

12. 成果品の提出

- (1) 受託者は、本委託が完了したときは、本仕様書に示す成果品を提出し、検査を受けるものとする。
- (2) 受託者は、本仕様書に定めのある場合又は委託者の指示する場合には、履行期間中においても、成果品の部分引き渡しを行うものとする。

13. 検査

- (1) 受託者は、業務完了報告書を提出する際には、本仕様書に示す資料の整備がすべて完了し、委託者に提出していなければならない。
- (2) 受託者は、本市担当者の立ち会いのもとに、以下の検査を受けるものとする。
 - ① 成果品の検査
 - ② 業務等管理状況の検査
- (3) 検査後及び成果品納品後において、不備及び誤りが発見された場合、受託者は速やかに修補を行わなければならない。

14. 契約変更

委託者は、以下に掲げる場合において、契約の変更を行うものとする。

- (1) 委託料に変更を生じる場合
- (2) 履行期間の変更を行う場合
- (3) 委託者と受託者が協議し、業務遂行上必要があると認められる場合

15. 一時中止

以下に該当する場合において、委託者は受託者に対し、必要と認める期間、業務の一部又は全部を一時中止させることができる。

- (1) 第三者の土地への立ち入り許可が得られない場合
- (2) 関連する他の設計業務が遅れたため、業務の続行を不相当と認めた場合
- (3) 環境問題等の発生により、業務の続行が不相当又は不可能となった場合
- (4) 天災等により業務の対象箇所の状態が変動した場合
- (5) 安全確保上必要があると認めた場合

16. 守秘義務

受託者は、本委託の遂行上知り得た事項を、委託者の許可なしに第三者に漏らしてはならない。また、コンサルタントとしての中立を遵守しなければならない。

17. 成果品

本委託の成果品は概ね次のとおりとする。なお、作成した成果品の著作権は委託者に帰属するものとし、著作権上の支障が生じないよう適切な手続き及び配慮等を行うこと。

新ごみ処理施設整備基本設計等業務委託

(1) 新ごみ処理施設整備基本設計書	3部
(2) 既存施設解体基本設計書	3部
(3) 施設整備・運営事業者選定支援業務報告書	3部
(4) 新ごみ処理施設事業者選定委員会の運営支援業務報告書	3部
(5) 会議用資料	必要部数
(6) 議事録	必要部数
(7) 上記原稿の電子データ（CD-ROM等）	1式
(8) その他委託者から指示のあった資料等	1式

第2章 施設整備基本設計業務（焼却施設・破砕選別施設）

本業務は、新ごみ処理施設のうち、焼却施設・破砕選別施設の整備・運営に係る要求水準書(案)*を作成するものである。

1. 要求水準書(見積用素案)の作成

事業者等より見積設計図書を徴収するため、要求水準書(見積用素案)を作成する。必要に応じて、添付すべき参考資料（各種既存調査結果整理による敷地条件、全体配置計画(案)、工事ステップ(案)、ユーティリティー取り合い位置図等）も併せて整理する。

(1) 基本的事項の検討

本計画を踏まえ、施設整備の条件となる基本的事項（敷地条件、施設規模、処理対象物、計画処理量・計画性状、事業者と市の業務分担、事業期間、想定搬入車両条件、各種環境保全基準、各種適用基準・適用関係法令、性能保証事項、整備・運営の各業務の実施方法に関する事項等）の検討を行う。

(2) 建築工事に係る要求水準の検討

本計画を踏まえ、建築工事に係る要求水準（建築物の意匠・構造・設備に関する仕様等）の検討を行う。

(3) プラント工事に係る要求水準の検討

本計画を踏まえ、プラント工事に係る要求水準（機械設備に関する仕様、電気設備に関する仕様、啓発設備に関する仕様等）を検討する。また、参考の処理フローシートを作成する。

(4) 運營業務に係る要求水準の検討

本計画を踏まえ、運營業務に係る要求水準（廃棄物受入管理業務、運転管理業務、維持管理業務、環境管理業務、情報管理業務、電力・資源化物管理業務、啓発業務等）の検討を行う。

2. 見積の徴集

(1) 見積設計図書の徴集支援

事業者等から見積設計図書を徴集するための支援として、見積依頼対象事業者の検討、見積設計図書の提出依頼、事業者等からの質疑に対する回答支援を行う。

(2) 見積設計図書の整理

事業者等から提出された見積設計図書を整理し、概算事業費の算出を行う。概算事業費の算出にあたっては、交付金対象と単独費対象を整理し、年度別財源計画を検討する。

3. 要求水準書(案)*の作成

見積設計図書の整理を踏まえ、要求水準書(案)として取りまとめる。

※本事業は DBO 方式により実施するものであり、PFI 法に準拠した手続きを想定している。したがって、実施方針公表時に要求水準書(案)を併せて公表し、質問回答の後に「要求水準書」とすることから、本委託で作成するものは「要求水準書(案)」とする。

第3章 既存施設解体基本設計業務（旧大久保清掃工場・排水処理施設）

本業務は、既存施設のうち焼却施設（旧大久保清掃工場・排水処理施設）の解体に係る要求水準書(案)[※]を作成するものである。

1. 要求水準書(見積用素案)の作成

事業者等より見積設計図書を徴収するため、要求水準書(見積用素案)を作成する。必要に応じて、添付すべき参考資料（各種既存調査結果整理による敷地条件・解体対象建物条件、既存施設図面、工事ステップ(案)等）も併せて整理する。

(1) 基本的事項の検討

本計画を踏まえ、解体工事の条件となる基本的事項（敷地条件、既存施設概要、事業者と市の業務分担、事業期間、各種環境保全基準、各種適用基準・適用関係法令、解体業務の実施方法に関する事項等）の検討を行う。

(2) 解体工事に係る要求水準の検討

本計画を踏まえ、解体工事に係る要求水準（ダイオキシン除染やアスベスト除去に関する仕様、解体撤去に関する仕様、環境管理に関する仕様等）の検討を行う。

2. 見積の徴集

(1) 見積設計図書の徴集支援

事業者等から見積設計図書を徴収するための支援として、見積依頼対象事業者の検討、見積設計図書の提出依頼、事業者等からの質疑に対する回答支援を行う。

(2) 見積設計図書の整理

事業者等から提出された見積設計図書を整理し、概算事業費の算出を行う。概算事業費の算出にあたっては、交付金対象と単独費対象を整理し、年度別財源計画を検討する。

3. 要求水準書(案)[※]の作成

見積設計図書の整理を踏まえ、要求水準書(案)として取りまとめる。

※本事業は DBO 方式により実施するものであり、PFI 法に準拠した手続きを想定している。したがって、実施方針公表時に要求水準書(案)を併せて公表し、質問回答の後に「要求水準書」とすることから、本委託で作成するものは「要求水準書(案)」とする。

第4章 施設整備・運営事業者選定支援業務

本業務は、既存施設解体及び新ごみ処理施設整備・運営に係る事業者選定を支援するものである。なお、本事業はDBO方式により実施するものであり、PFI法に準拠した手続きを想定している。

1. 事業者選定方式の検討

発注方式（公募型プロポーザル方式等）、事業者の参加資格条件、事業者選定の具体的方法（評価方法、事業者選定委員会の位置付け、委員構成等）、事業者選定スケジュールを検討する。

2. 実施方針の作成

PFI法に準拠し、下記必要事項を記載した実施方針を作成する。

- (1) 特定事業の選定に関する事項
- (2) 民間事業者の募集及び選定に関する事項
- (3) 民間事業者の責任の明確化など、事業の適正かつ確実な実施の確保に関する事項
- (4) 公共施設等の立地並びに規模及び配置に関する事項
- (5) 事業計画又は協定の解釈について疑義が生じた場合における措置に関する事項
- (6) 事業の継続が困難となった場合における措置に関する事項
- (7) 法制上及び税制上の措置並びに財政上及び金融上の支援に関する事項
- (8) その他特定事業の実施に関し必要な事項

3. 実施方針等の公表手続きに係る支援

実施方針及び各種基本設計業務で作成した要求水準書(案)について、公表を行う。事業者等から提出される質問・意見についての回答作成を支援する。

4. 特定事業選定書の作成

PFI法に準拠し、本事業特定事業選定書（本事業を特定事業として設定する結果・理由を説明するための公表資料）の作成を行う。

5. 事業者募集書類の作成

(1) 事業者募集説明書の作成

実施方針及び実施方針に対する質問・意見への回答を踏まえ、事業者募集に係る下記必要事項を記載した事業者募集説明書を作成する。

- ① 事業概要
- ② 事業者参加条件
- ③ 事業者募集手続きに関する事項
- ④ 事業者の選定手順及び契約に関する事項
- ⑤ 提案条件に関する事項（料金支払い方法を含む）

⑥ 落札者決定後の手続きに関する事項等

(2) 要求水準書の作成

要求水準書(案)及び要求水準書(案)に対する質問・意見への回答を踏まえ、事業者が実現すべき施設整備・運営の水準を記載した要求水準書を作成する。

(3) 落札者選定基準の作成

事業者に提出を求める提案書の審査方法について検討し、落札者選定基準を作成する。

(4) 様式集の作成

事業者に提出を求める参加資格審査申請書や提案書等の様式を作成する。

(5) 契約書(案)の作成

事業者との契約書(案)（基本協定書(案)、基本契約書(案)、建設請負契約書(案)、運営委託契約書(案)）を作成する。

6. 事業者の選定手続きに係る支援

事業者の選定について下記項目を支援する。

①事業者等から提出される質問への回答作成

②事業者の参加資格審査

③事業者の提案審査(ヒアリングを含む)

④審査結果の公表

7. 協定及び契約締結に係る支援

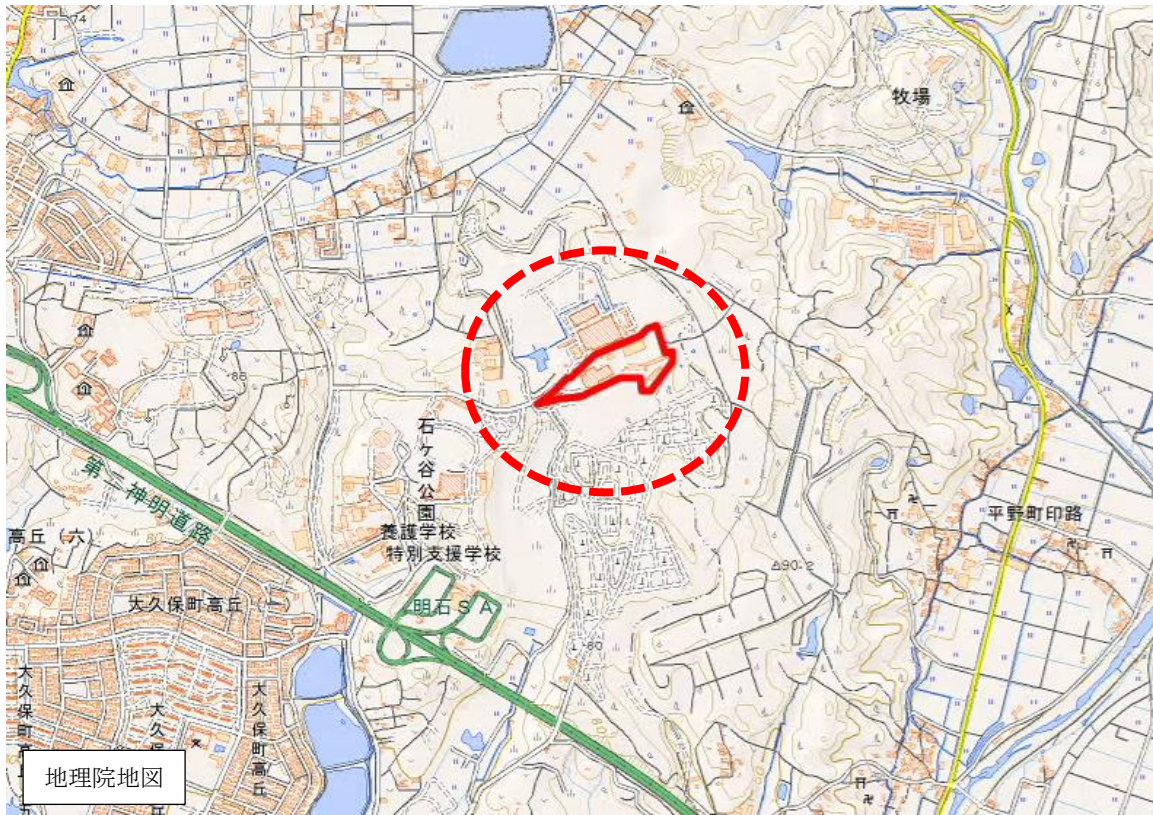
本市と事業者との協定及び契約の締結が円滑に進むよう、事業者との協議を支援する。

第5章 (仮称)新ごみ処理施設事業者選定委員会の運営支援業務

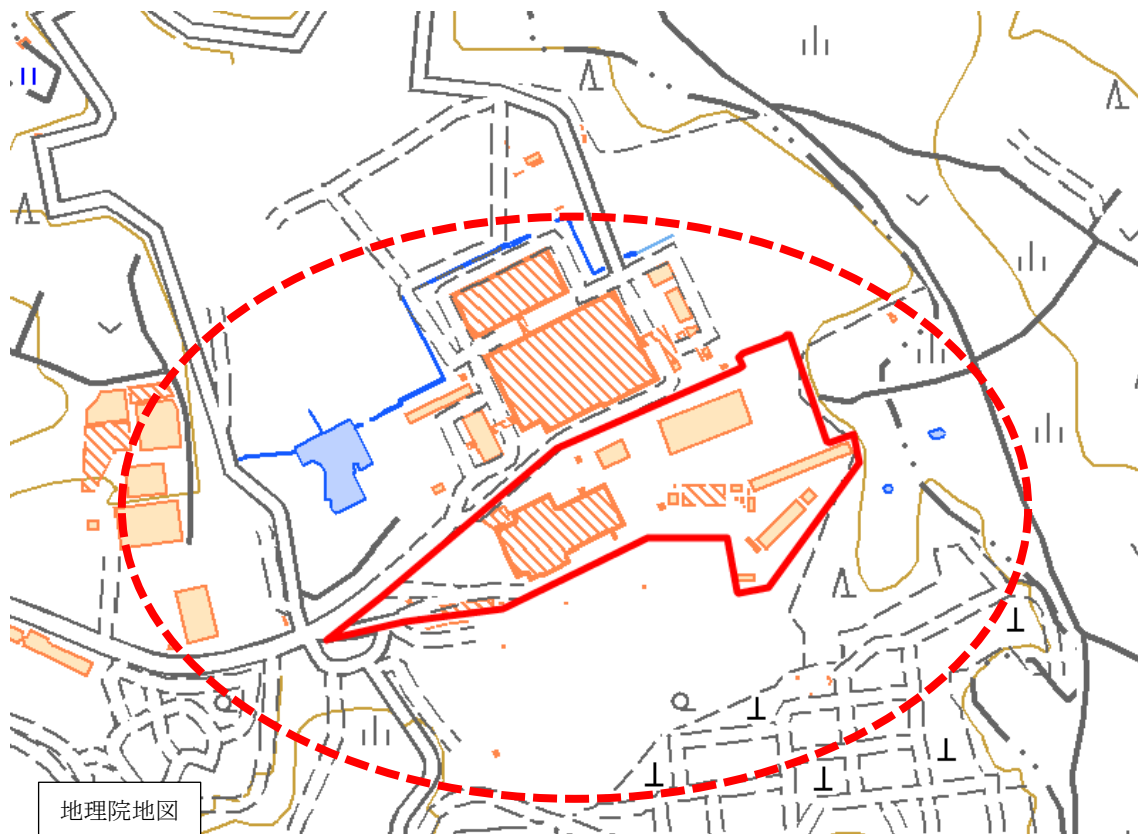
学識経験者等で構成する(仮称)新ごみ処理施設事業者選定委員会(委託者にて設置し、各種基本設計業務における要求水準書(見積用素案)の検討から、事業者選定支援業務における落札者決定までの一連の手続きのうち必要事項を審議する。)の運営支援として、資料作成、出席、質問等への対応支援、議事録作成を行う。

委員会の回数は、全9回(基本設計段階で3回、実施方針検討～入札公告までの段階で3回、公告～落札者決定までの段階で3回)とする。

新ごみ処理施設整備基本設計等業務委託 位置図



対象範囲 (拡大)



新ごみ処理施設整備基本設計等業務(その2)委託

提 案 仕 様 書

2023年4月

明石市市民生活局環境室資源循環課

第1章 総則

1. 業務の目的

明石市（以下、「本市」という。）において、明石クリーンセンターは、平成11年から稼働し、25年目を迎え、経年劣化が進んでいることから、新ごみ処理施設の新設に向け検討を進めてきたところである。

新ごみ処理施設整備基本設計等業務（その2）委託（以下、「本委託」という。）は、委託者が2022年度に策定した「明石市新ごみ処理施設整備基本計画」（以下、「本計画」という。）を元に施設整備について、新ごみ処理施設整備基本設計、既存施設解体基本設計、費用対効果分析作成業務、収集運搬体制検討業務の支援を行うものである。

2. 業務名

新ごみ処理施設整備基本設計等業務(その2)委託

3. 業務場所

兵庫県明石市大久保町松陰1148ほか（別紙位置図）

*本計画は本市HPにて公開

（測量図、地歴・地質調査の結果については、契約後委託者より提示する。）

4. 委託期間

契約締結の翌日から2026年3月31日までとする。

5. 業務内容及び範囲

本委託の内容及び範囲は、本仕様書のとおりとする。

ただし、本仕様書に明記なき事項であって、本委託に必要となる事項が生じた場合は、遅滞なく委託者と協議の上決定するものとする。

6. 関係法令及び規則、基準等の遵守

本委託の実施に当たっては、関係する法令・省令・規則・細則・通知・通達・条例等を遵守しなければならない。

7. 配置技術者

受託者は、本委託を遂行するにあたり、管理技術者を配置すること。なお、配置にあたっての要件は以下のとおりとする。

管理技術者は、技術士法に基づく技術士で、以下の①②のいずれかで技術士登録を受けている者とする。

①衛生工学部門－廃棄物管理

②総合技術監理部門－衛生工学－廃棄物管理

8. 提出書類

受託者は、次の関係書類を遅滞なく提出するものとする。

(1) 着手時提出書類

① 管理技術者届

※ 免状の写し、雇用を証明できるものの写しを添付

② 内訳書

③ 業務着手届

④ 工程表

⑤ 業務計画書

(2) 出来高検査時

① 業務中間報告書

② 出来高内訳明細書

(3) 業務完了時提出書類

① 業務完了届

② 納品書

③ 請求書

④ 「17. 成果品」に定める提出物

9. 打ち合わせ等

- (1) 業務を適正かつ円滑に実施するため、管理技術者と本市担当者は常に密接な連絡をとり、業務の方針及び条件等の疑義を正すものとし、その内容についてはその都度、受託者がすべて議事録に記録し、相互に確認しなければならない。
- (2) 管理技術者は、本仕様書に定めのない事項について疑義が生じた場合は速やかに本市担当者と協議するものとする。

10. 資料の貸与

- (1) 委託者は、本委託の実施において必要となる図書及び関係資料等を、受託者に貸与するものとする。
- (2) 受託者は、資料等の貸与を受ける場合はそのリストを作成し、委託者の承諾を得なければならない。また、貸与された資料は、必要がなくなった時又は業務完了時にすべて返却するものとする。

11. 関係官庁への手続き等

- (1) 受託者は、本委託の実施に当たっては、委託者が行う関係官庁等への手続きに協力するものとする。
- (2) 受託者は、関係する官公庁との協議を必要とする場合、又は協議を求められた場合は誠意を持って対処し、その内容を議事録にまとめ遅滞なく委託者に届け出なければならない。

12. 成果品の提出

- (1) 受託者は、本委託が完了したときは、本仕様書に示す成果品を提出し、検査を受けるものとする。
- (2) 受託者は、本仕様書に定めのある場合又は委託者の指示する場合には、履行期間中においても、成果品の部分引き渡しを行うものとする。

13. 検査

- (1) 受託者は、業務完了報告書を提出する際には、本仕様書に示す資料の整備がすべて完了し、委託者に提出していなければならない。
- (2) 受託者は、本市担当者の立ち会いのもとに、以下の検査を受けるものとする。
 - ① 成果品の検査
 - ② 業務等管理状況の検査
- (3) 検査後及び成果品納品後において、不備及び誤りが発見された場合、受託者は速やかに修補を行わなければならない。

14. 契約変更

委託者は、以下に掲げる場合において、契約の変更を行うものとする。

- (1) 委託料に変更を生じる場合
- (2) 履行期間の変更を行う場合
- (3) 委託者と受託者が協議し、業務遂行上必要があると認められる場合

15. 一時中止

以下に該当する場合において、委託者は受託者に対し、必要と認める期間、業務の一部又は全部を一時中止させることができる。

- (1) 第三者の土地への立ち入り許可が得られない場合
- (2) 関連する他の設計業務が遅れたため、業務の続行を不相当と認めた場合
- (3) 環境問題等の発生により、業務の続行が不相当又は不可能となった場合
- (4) 天災等により業務の対象箇所の状態が変動した場合
- (5) 安全確保上必要があると認めた場合

16. 守秘義務

受託者は、本委託の遂行上知り得た事項を、委託者の許可なしに第三者に漏らしてはならない。また、コンサルタントとしての中立を遵守しなければならない。

17. 成果品

本委託の成果品は概ね次のとおりとする。なお、作成した成果品の著作権は委託者に帰属するものとし、著作権上の支障が生じないよう適切な手続き及び配慮等を行うこと。

新ごみ処理施設整備基本設計等業務(その2)委託

(1) 新ごみ処理施設整備基本設計書	3部
(2) 既存施設解体基本設計書	3部
(3) 費用対効果分析作成業務報告書	3部
(4) 収集運搬体制検討業務報告書	3部
(5) 会議用資料	必要部数
(6) 議事録	必要部数
(7) 上記原稿の電子データ (CD-ROM等)	1式
(8) その他委託者から指示のあった資料等	1式

第2章 施設整備基本設計業務（その他施設）

本業務は、新ごみ処理施設のうち、その他施設（管理棟を含む持込ヤード、外構施設等）の整備・運営に係る要求水準書(案)*を作成するものである。

1. 要求水準書(見積用素案)の作成

事業者等より見積設計図書を徴収するため、要求水準書(見積用素案)を作成する。必要に応じて、添付すべき参考資料（各種既存調査結果整理による敷地条件、全体配置計画(案)、工事ステップ(案)、ユーティリティー取り合い位置図等）も併せて整理する。

(1) 土木工事に係る要求水準の検討

本計画を踏まえ、土木工事に係る要求水準（解体工事期間中の仮設計画、土地造成に係る仕様、外構施設、その他必要な施設に係る仕様等）の検討を行う。

(2) 建築工事に係る要求水準の検討

本計画を踏まえ、建築工事に係る要求水準（建築物の意匠・構造・設備に関する仕様等）の検討を行う。

2. 見積の徴集

新ごみ処理施設整備基本設計等業務委託仕様書 第2章「施設整備基本設計業務（焼却施設・破碎選別施設）」で実施する見積の徴集と併せて、その他施設についても見積の徴集を行う。

3. 要求水準書(案)*の作成

見積設計図書の整理を踏まえ、要求水準書(案)として取りまとめる。

※本事業は DBO 方式により実施するものであり、PFI 法に準拠した手続きを想定している。したがって、実施方針公表時に要求水準書(案)を併せて公表し、質問回答の後に「要求水準書」とすることから、本委託で作成するものは「要求水準書(案)」とする。

第3章 既存施設解体基本設計業務（その他施設）

本業務は、既存施設のうちその他施設（計量棟、危険物庫、プロパン庫、旧収集事業課事務所(増築分含む)、現収集事業課事務所、各車庫、洗車場等）の解体に係る要求水準書(案)*を作成するものである。

1. 要求水準書(見積用素案)の作成

事業者等より見積設計図書を徴収するため、要求水準書(見積用素案)を作成する。必要に応じて、添付すべき参考資料（各種既存調査結果整理による敷地条件・解体対象建物条件、既存施設図面、工事ステップ(案)等）も併せて整理する。

(1) 解体工事に係る要求水準の検討

本計画を踏まえ、解体工事に係る要求水準（アスベスト除去に関する仕様、解体撤去に関する仕様、環境管理に関する仕様等）の検討を行う。

2. 見積の徴集

新ごみ処理施設整備基本設計等業務委託仕様書 第3章「既存施設解体基本設計業務（旧大久保清掃工場・排水処理施設）」で実施する見積の徴集と併せて、その他施設についても見積の徴集を行う。

3. 要求水準書(案)*の作成

見積設計図書の整理を踏まえ、要求水準書(案)として取りまとめる。

※本事業は DBO 方式により実施するものであり、PFI 法に準拠した手続きを想定している。したがって、実施方針公表時に要求水準書(案)を併せて公表し、質問回答の後に「要求水準書」とすることから、本委託で作成するものは「要求水準書(案)」とする。

第4章 施設整備・運営事業者選定支援業務

新ごみ処理施設整備基本設計等策定業務委託「第4章 施設整備・運営事業者選定支援業務5. (5)」各契約書(案)の作成については、弁護士と協働して作成する

第5章 費用対効果分析作成業務

各種基本設計業務で整理した概算事業費を基に、環境省通知に基づく「廃棄物処理施設整備事業に係る費用対効果分析書」の作成を行う。

第6章 プラスチック資源等の新規分別項目に係る収集運搬体制検討業務

新ごみ処理施設稼働に合わせ、プラスチック資源循環促進法に基づく「プラスチック資源」や、「危険物(リチウムイオン電池・ガスボンベ・ライター・珪藻土マット)」等の分別回収を検討している。本業務では、これらの分別回収を実施する場合に必要な収集運搬体制を検討する。

1. 収集量の検討

新たに分別収集するごみ種(プラスチック資源、危険物等)について、発生量、収集頻度(定期収集または電話リクエスト等)から、1日当たり収集量を検討する。なお、発生量は、新ごみ処理施設が稼働開始する令和12年度のを求め、他事例より季節変動を考慮するものとする。

2. 車種別収集量の検討

車種別の1回の収集作業における収集量を検討する。なお、想定する車種の最大積載量・容積は下表のとおり。

車種	最大積載量	容積
2tパッカー車	2,000kg	4.2m ³
3.5tパッカー車	2,800kg	5.8m ³
4tパッカー車	4,300kg	8m ³

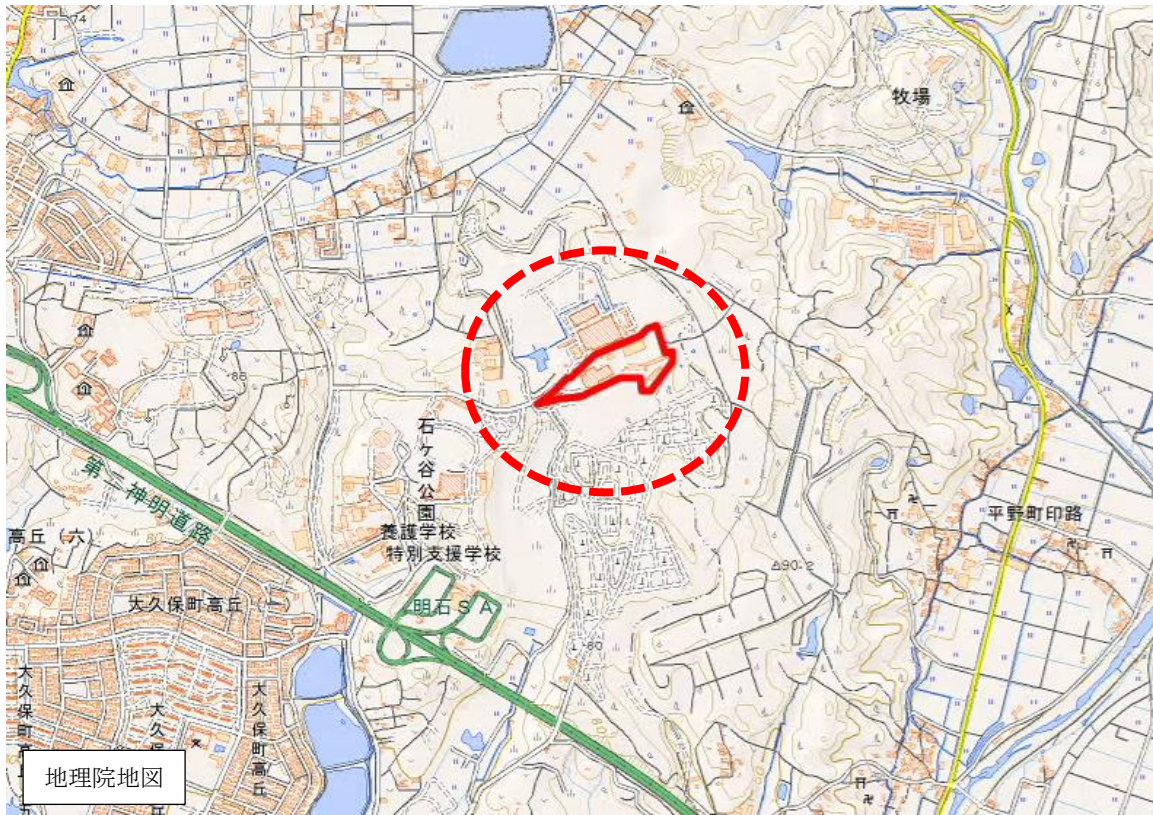
3. 収集運搬体制の検討

上記の1・2を基に収集担当部署と収集運搬体制について検討する。その際、先行してプラスチック資源、危険物等を回収している他都市の収集運搬体制等に関する事例をはじめとする収集担当部署が必要としている情報を調査・提供する。

4. その他

上記のほか、委託者と受託者の協議の上、収集運搬体制の検討に必要な事項について検討する。

新ごみ処理施設整備基本設計等業務委託 位置図



対象範囲 (拡大)

